

年 月 日

整備事業完了届

久留米市長宛て

建築主 住所等
氏 名
連絡先（ ） —



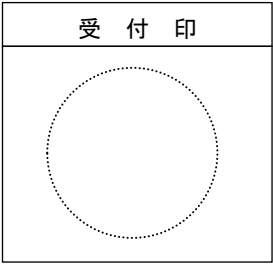
年 月 日付で覚書を交換した後退道路協議に係る整備事業が完了したため、久留米市における建築行為に係る後退道路に関する指導要綱第 1 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

【第2面】の「記載上の注意」をよく読んで記載して下さい。

敷地（協力地を含む。）	久留米市 町		
意思表示の別	☐ 寄付 ☐ 自己管理		
整備事業の完了日	年 月 日	セットバック部分	m ²
完了検査の申請先	☐ 本市（建築指導課） ☐ 指定確認検査機関（ ）		
受任者（ ☐ 委任状の添	氏名 連絡先（ ） —		
添付図書（※1） ➤ 寄付・自己管理（共通）	☐ 付近見取図 ☐ 整備事業完了図 ☐ 完了写真（遠景写真及び近景写真） ☐ チェックリスト（第24号様式）		
➤ 寄付の場合	☐ 寄付申込書（第13号様式）（※2）		
	☐ 登記原因証明情報兼登記承諾書（第14号様式）		

※ 1 添付図書には、別表第 1 3 の各項の右欄に掲げる「明示すべき事項等」をそれぞれ不足なく記載して下さい。
※ 2 寄付申込書には、別表第 1 4 の第 1 項の右欄及び法人の場合は第 2 項の左欄に掲げる書類を不足なく添付して下さい。



第 1 1 号様式（第 1 6 条関係）【第 2 面】

〈記載上の注意〉

- 1 年月日の欄 整備事業完了届の提出を行う日付
- 2 建築主の欄 下記のとおり記載して下さい。

《個人の場合》

- (1) 住所等の欄 後退道路協議書又は変更協議書若しくは変更届（以下「変更協議書等」という。）を提出した場合は最終の変更協議書等（以下「後退道路協議書等」等という。）に記載した建築主（個人）の住所
- (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載する氏名
- (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）
- (4) 押印 後退道路協議書等に押印したものと同一の実印又は認印（認印による場合は後退道路協議書等に
押印したものと同一のものであること。）

《法人の場合》

- (1) 住所等の欄 後退道路協議書等に記載する建築主（法人）の所在地
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載する建築主（法人）の代表者の氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）
 - (4) 押印 法人の代表印
- 3 整備事業完了届本文中の年月日の欄 覚書を交換した日付
 - 4 敷地（協力地を含む。）の欄 後退道路協議書等に記載する地名地番
 - 5 意思表示の別の欄 後退道路協議書等に記載した意思表示の別に応じ、寄付又は自己管理のいずれか該当するチェックボックスに☒を入れて下さい。
 - 6 セットバック部分の欄 後退道路協議書等に記載したセットバック部分の面積
 - 7 完了検査の申請先の欄 本市（建築指導課）に申請する場合は本市（建築指導課）のチェックボックスに☒を入れ、指定確認検査機関に申請する場合は指定確認検査機関のチェックボックスに☒を入れ名称を記載して下さい。
 - 8 受任者の欄 受任者により行う場合は委任状を添付し、委任状の添付のチェックボックスに☒を入れ、委任状に記載する受任者の氏名及び電話番号（携帯電話可）を記載して下さい。

〈備考〉

- 1 楷書で記載し、欄が不足する場合は適宜欄を追加するか又は様式を複写し記載して下さい。
- 2 後退道路協議書の記載上の注意については、第 1 号様式（第 9 条関係）【第 4 面】を参照して下さい。
- 3 実印による押印が必要な場合は、印鑑証明を添付して下さい。
- 4 記載漏れ等の訂正箇所には、それぞれ第 2 7 条に規定する印により押印して下さい。
- 5 この面の提出は必要ありません。

第 2 9 条の規定による押印

